

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和8年9月2日

収支等命令者

佐賀県立牛津高等学校長 戸上 信幸

1 競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 購入物品名及び数量 | コンベクション付きガスレンジ（5台） |
| (2) 購入物品の特質等 | 仕様書のとおり |
| (3) 入札条件等 | 入札条件書のとおり |
| (4) 納入期限 | 令和9年1月29日（金） |
| (5) 納入場所 | 佐賀県立牛津高等学校 |

2 入札に参加するために必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 当該物品の納入後、発注者の求めに応じて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提供することができる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（8）入札参加届を提出していない者は、入札に参加できません。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

（1） 上記2（1）の資格のない者で競争入札への参加を希望する者は、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要事項を記入のうえ、下記提出場所へ令和8年9月3日（木）までに直接持参して提出すること。

① 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当（新館2階）

電話 0952-25-7194 電子メール：soumujimu@pref.saga.lg.jp

② 申請書様式の入手先

総務事務センター 用度・車両担当 又は

佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp>）

（2）入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、別添「入札参加届」（様式第1号）、「営業概要書」（様式第2号）を令和8年9月11日（金）16時までに下記の担当課まで持参又は郵送（同日時必着）してください。

「入札参加届」等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した「入札辞退届」（様式第4号）を書面で提出してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当課

佐賀県立牛津高等学校 事務室

住所 小城市牛津町牛津 274

電話 0952-66-1811 電子メール：ushidukoukou@pref.saga.lg.jp

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札条件書の交付方法 令和8年9月2日(水)から同月11日(金)までの期間佐賀県ホームページに掲載します。又は上記3の担当課で随時交付します。
- (2) 入札説明会 実施しません。
- (3) 入札書の提出方法 入札者の直接持参、又は上記3の担当課に郵送してください。郵送の場合は、二重封筒とし、中封筒に、入札名称、あて名、入札参加者の氏名を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きした書留郵便にて郵送してください。この場合、本公告に示した場所及び時刻までに到達しなければなりません。
- (4) 入札書の提出期限 令和8年9月15日(火)12時必着
- (5) 開札の日時及び場所 令和8年9月15日(火)13時
佐賀県立牛津高等学校 事務室
- (6) 開札に関する事項 開札は、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。
- (7) 入札の延期 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に上記3の担当課に確認してください。

5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除します。
- イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。
- (2) 入札書に記載する金額
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。
- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

- カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
- キ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者
- ク 1 人で 2 以上の入札をした者
- ケ 代理人でその資格のない者
- コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（４）入札の中止又は延期

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止又は延期します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

（５）契約書作成の要否 要

（６）落札者の決定方法

ア 入札金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。（総額落札）

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととします。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

エ 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第 1 回目を含め 2 回を限度）を行います。

ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行います。

（７）入札に参加する者は、参加に当たって知りえた個人情報・事業者の情報、その他県の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはいけません。

（８）詳細は、入札条件書を参照してください。

（９）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 849-0303 小城市牛津町牛津 274

佐賀県立牛津高等学校 事務室

電話 0952-66-1811 電子メール：ushidukoukou@pref.saga.lg.jp